

議会基本条例の遵守請願、市議会が不採択

賛成は5議員、反対討論なし 議会改革はどこへ？

改選後初の定例会になった明石市6月議会は7月2日の本会議で閉会したが、市民自治あかしが提出した「議会基本条例の遵守を求める請願」は審査付託された議会運営委員会が賛成少数で不採択を決めたことが報告された。これに対して、市民クラブの永井俊作議員が請願に賛成する討論を行っただけで、請願に反対する議員や会派の討論がないまま採決が行われ、賛成5（市民クラブと共産党）で不採択になりました。

委員会審議では未来創造が部分採択、民主連合が趣旨採択を主張

真誠会(10)公明(5)が5項目セットの採決に固執し、不採択へ

これに先立って行われた6月30日の議会運営委員会では、冒頭、請願者を代表して市民自治あかしの松本誠世話人代表が10分の制限時間内で請願の趣旨や5つの請願項目について一つずつ補足説明しました。この中で「この請願は正式提出までに全会派に説明し賛同を求め、3つの会派から出された修正要望の大半を受け容れて5項目の中身は大幅に修正した。5項目は必ずしもセット出なければならぬわけではなく、議会改革を一步でも前へ進めるために合意できる項目について”部分採択”していただいても結構です」と述べ、採択しにくい項目については率直にその理由を説明いただいて、市民が納得できる議論をしてほしいと要請しました。

しかし、公明と共産の2つの会派の議員が質問し請願人が応答しただけで、請願を採択できない理由を述べた議員は「請願の趣旨は理解できるが、議会内でこれまでも議論されており、今後議論していくので、採択には反対」（国出議員＝公明）というだけで、最大会派の真誠会は深山議員が意味不明な発言をしただけでした。

未来創造明石の大西議員は「会派から修正意見を事前に伝え、容れられたので概ね請願の趣旨は了だが、2項目目だけは賛成できない。基本条例第4条は、請願審査の際の請願人との質疑を想定したものではない。この項目を除いて部分採択を提案したい」と主張。また、民主連合の宮坂議員は「会派からの修正意見が概ね取入れられており、請願の方向性は理解できる。ただ、第1、第2項目はすぐできない面もある」として「趣旨採択」または「継続審査」を求めました。

しかし、公明党が「5項目セットで議論してきたのだから、セットで賛否を採決して欲しい」と主張し、真誠会もセットでの裁決を主張し、公明党の松井委員長がセットでの採決を行いました。この結果、採択に賛成したのは共産党の楠本議員だけで、不採択になりました。

「事務局見解」に依存した議員発言の多さは、何を意味するのか？

運営委員会審議の過程で奇異に映ったのは、請願人の陳述が終わると、まず委員長から「事務局の見解」が求められ、その後の議員の発言の多くが、この事務局見解に引きずられたことでした。

通常の当局の施策に対する請願審議ではこれまでも、当該部局の見解をまず聞いて、それを判断基準に審査することが少なくないが、この日の請願は議会運営に関わることであり、議員の主体性が問われた請願であるにもかかわらず、職員で構成する「事務局」の見解に依存した発言が多かったことです。

このことは同じ委員会でも同時に審査された「市民のための開かれた議会をめざす陳情書」でも、同様だった。発言通告一覧表の早期公開や市民センター等でも閲覧できるように求めた市民の陳情だが、事務局からはいずれも「難しい」という見解が示され、事務局見解を理由に不採択にした意見が多かった。

傍聴者から見ると、これではまるで、審査するのは議員でなく事務局かと勘違いしかねない。

議論を尽くして合意形成に努めない市議会まざまざ

「集団安保法案」の廃案請願4件も反対多数で不採択に

6月市議会議決賛否 7/2

		請願	請願	議案
会派	議員	議会基本条例	安保法案廃案	給食施設予算
真誠会	井藤圭湍	×	×	○
	坂口光男	×	×	○
	深山昌明	×	×	○
	山崎雄史	×	×	○
	梶原成人	×	×	○
	三好 宏	×	×	○
	辰巳浩司	×	×	○
	千住啓介	×	×	○
	寺井吉広	×	×	○
公明党	林 健太	×	×	○
	梅田宏希	×	×	○
	松井久美子	×	×	○
	絹川和之	×	×	○
	佐々木 敏	×	×	○
未来創造	国出拓志	×	×	○
	尾倉あき子	×	×	○
	出雲晶三	×	×	×
	大西洋紀	×	×	×
共産党	中西礼皇	×	○	×
	丸谷聡子	×	○	×
	辻本達也	○	○	×
市民クラブ	楠本美紀	○	○	×
	西川あゆみ	○	○	×
民主連合	永井俊作	○	○	×
	尾仲利治	×	退	○
	宮坂祐太	×	退	○
市民クラブ	久枝陽一	×	退	○
	北川貴則	○	○	×
市民クラブ	遠藤恒司	×	×	○
	家根谷敦子	×	○	○

注:「退」は退場=棄権

6月市議会では、いま国会で審議中の「集団安保法案」を廃案にすることを求める意見書を国に提出するよう、市民4団体が4つの請願を提出しましたが、本会議では辻本（共産）永井（市民クラブ）の2議員が賛成討論に立っただけで、請願に対する反対討論にはだれも立たずに賛成8（共産3、市民クラブ2と未来創造の中西、丸谷、スマイルの家根谷議員）で、反対多数で不採択になりました。

また、旧魚住し尿処理施設の一画に建設する中学校の「西部給食センター」の補正予算については未来創造から関係予算を削除する修正動議が提出されました。この事業の早期着工に反対する未来創造と共産、市民クラブの9議員が、工事請負契約議案とともに反対しましたが、賛成少数で原案通り可決されました。

いずれの議案も、賛否が分かれたのに40名余の傍聴市民の前で議論がたたかわされませんでした。

議会基本条例の遵守を求める請願の5項目

1. 条例第4条2項は、議会に関する条例または規則で定めるすべての会議の原則公開を定めています。代表者会および議員協議会は、条例等で定められた会議ではありませんが、実質的に重要な調整・協議の場になっています。よって、これらの会議についても原則として市民に公開してください。
2. 条例第4条に基づき、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会活動に参加できる方策を具体化してください。請願および陳情の審議に際して請願・陳情者が説明し意見陳述するとともに、請願・陳情者が求めれば議員との質疑、意見交換する場を設けてください。
3. 条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる会合として運営してください。また、議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように開催場所も工夫してください。
4. 議案の審議、採決にあたっては、条例第2条、第3条、第12条に基づき、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、賛成または反対の理由を明示して討論するように努めてください。
5. 条例第24条に基づく条例の検証・見直しは、さらなる議会改革を進めるために、市民参画の手続きに基づいた検証・見直しを行ってください。